

令和4年度

第1回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和4年4月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第1回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	14件
議案第6号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第7号	遊休農地に関する措置の実施計画について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	19件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	33件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	14件

<出席委員> (17名)

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	4番 齊藤元治
5番 清宮惠理子	6番 梶本泉
7番 長谷川秀明	8番 横山清亮
9番 長谷部衡平	10番 中村浩道
11番 秋庭重樹	12番 佐々木貴史
13番 猪野桃夫	14番 齊藤憲次
15番 石井一也	16番 市原律子
17番 高橋芳和	

<事務局説明員>

次長 中田照子	次長補佐 齋藤聡子
農地活用班長 中村健一	農地保全班長 原田賢一
農地審査班長 高山智裕	農地指導班 市原正道

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和4年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

まず、齊藤 憲次委員、高橋 芳和委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。

それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

齊藤委員、高橋委員、前へお進みください。

———委嘱状伝達———

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号13番 猪野 桃夫 委員
議席番号14番 齊藤 憲次 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(横山班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県松戸市八ヶ崎4丁目に本店の所在する法人が、義務者であります花見川区犢橋町に在住の方が所

事前審査第2班
(横山班長)

有する花見川区犢橋町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、農園等でイチゴの栽培管理の研修などを受けております。

また、経験の足りない部分については、当該法人のコンサルティング契約先の農業経験者から、随時、営農指導を受けていくとのこととです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのこととです。

申請地の取得後の作目は、イチゴ、さつまいもを予定しております。

議案書2ページをご覧ください。

つぎに第2項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区畑町に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方が所有する花見川区畑町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、キャベツ、ネギを予定しております。

つぎに第3項です。

本案件は第4項および第5項と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方々所有する花見川区畑町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するもので

事前審査第2班
(横山班長)

す。

申請地の取得後の作目は、ネギ、大根を予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

つぎに第6項です。

本案件は第7項と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料10ページと11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区犢橋町に在住の方が、義務者であります花見川区犢橋町に在住の方が所有する花見川区犢橋町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、大豆を予定しております。

議案書5ページをご覧ください。

つぎに第8項です。

お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大宮町に在住の方が、義務者であります若葉区桜木3丁目に在住の方々所有する若葉区大宮町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、クルミ、栗、柿を予定しております。

つぎに第9項です。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都八王子市に在住の方が、義務者であります中央区宮崎2丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

事前審査第2班
(横山班長)

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書 6 ページをご覧ください。

つぎに第 10 項です。

お手元の資料 14 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区多部田町に在住の方が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、芝を予定しております。

つぎに第 11 項です。

本案件は第 12 項と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料は 15 ページと 16 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります若葉区谷当町に在住の方々所有する若葉区谷当町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定および所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書 7 ページをご覧ください。

第 13 項です。

本案件は第 14 項および第 15 号と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料は 17 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者で

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>あります緑区土気町に在住の方々が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、使用貸借権および賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻、大豆を予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第11項と第12項を確認させてください。</p> <p>田の経営面積が0㎡で、田の耕作機械をお持ちになっていますが、(元々水稻を作付けしていて) 利用権設定などを行わずに耕作していたのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>第11項の権利者と義務者は親族で、賃借権設定される田を以前から義務者の方に頼まれて耕作していて、今回権利設定を行うものです。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>第8項の地目は田で、作付作物はクルミ・栗を植えられる予定とのことですが、権利者の方の他の農地がきちんと耕されているかを</p>

清宮委員	<p>教えていただきたい。</p>
事務局	<p>現地の状況は荒れた状態になっています。</p> <p>権利者の所有している農地の耕作状況は、耕作保全の状況であることを利用状況調査において確認しています。</p>
佐々木委員	<p>第9項の権利者は八王子に住んでおられますが、トラクターをお持ちで作業場が申請地の近くにあるのですか。</p>
事務局	<p>権利者は会社を経営しており、会社の事務所が野呂町にございます。</p> <p>経営面積に記載の畑も野呂町にあり、耕作しております。</p> <p>農業を行うときには事務所で寝泊まりしながら農作業をしていると聞いております。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号ですが、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料18ページから21ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、貸駐車場、貸車両置場、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約400メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は畑と事業所が混在しております。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>つぎに第2項です。</p> <p>お手元の資料22ページから25ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については許可と決定いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>第1項です。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>お手元の資料26ページから28ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、令和3年12月15日付千葉県指令農委第5号の108において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>変更内容は、転用面積の変更です。</p> <p>変更申請の理由は、申請地隣接土地所有者から、土地境界確認の同意が得られなかったため、隣接地から10センチメートル内側に新たに境界を設け、内側を転用することとしたとのことです。</p> <p>これにより、転用面積が約6平方メートル減少となります。</p> <p>なお、事業計画の内容、資金計画については変更ありません。</p> <p>事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
議場	——— 質問・意見等なし ———

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は承認と決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の11ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料の29ページから31ページをご覧ください。 本件は、権利者である中央区本町に所在を置く法人が、「賃借権を設定し、近隣の福祉施設建設工事に伴い、工事関係者のための仮設駐車場並びに資材置場を設置したいというものです。 総事業面積は526平方メートルです。 仮設駐車場部分については、鉄板敷きとし、20台分を確保する計画です。車両と併せて必要に応じて資材置場としても使用する予定となっております。 被害防除につきましては、雨水・排水については、自然浸透とし、防犯、防災対策として、仮囲いを設置します。 一時転用期間につきましては、令和4年5月1日より令和5年3月31日までです。 説明は以上でございます。 事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>認相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>

議場	<p style="text-align: center;">——— 関係委員退室 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは初めに、第1項について、事前審査第2班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第1項は、四街道市鷹の台在住の方が所有する若葉区中野町の畑1筆、面積833平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「ほうれん草、小松菜」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
議場	<p style="text-align: center;">——— 質問・意見等なし ———</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項については、原案どおり決定といたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 関係委員入室 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第2項から第14項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書の12ページをご覧ください。 第2項は、緑区高田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積20,409平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「小松菜」です。経営面積が0であるのは、権利者である法人の代表者が所有する農地で営農しているためで、これまで、義務者である当該代表者と使用貸借権を設定していたところ、更新手続きの遅延により、貸借期間満了となっていたものです。 次に、13ページをご覧ください。 第3項は、八街市山田台在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方、他1名が所有する同町の畑3筆、合計面積4,490平方メー</p>

事前審査第2班
(横山班長)

トルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ショウガ、里芋」です。

第4項から14ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区越智町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町の畑3筆、合計面積2,855平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「里芋、ピーマン、人参など」です。

第6項は、花見川区長作町在住の農家の方が、習志野市津田沼在住の方が所有する花見川区幕張町、武石町の畑3筆、合計面積2,236平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「長ねぎ」です。

次に、15ページをご覧ください。

第7項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区土気町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積5,757平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「トマト、ジャガイモ、ブロッコリー」です。

第8項から16ページの第9項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、緑区あすみが丘在住の方、他2名が所有する若葉区下田町の畑4筆、合計面積3,786平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「里芋、サツマイモ、落花生」です。

第10項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全て一括方式です。

第10項は、緑区土気町所在の農地所有適格法人が、同区おゆみ

議長 (長谷部会長)	ございましたらお願いします。
議長	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第2項から第14項についても、原案どおり決定いたします。 次に、議案第6号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします 事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	議案書の20ページをお願いします。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものであり、農地中間管理事業の分割方式の案件です。 農地中間管理事業による農地の貸借を成立させるには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸借の手続きをする必要がありますが、本案件は、以前に機構が中間管理権を取得し、県の認可を受けて担い

事前審査第2班 (横山班長)	<p>手へ貸し付けていた農地について、その中途解約に伴い、機構が新たな借り手に貸し付けるものです。</p> <p>意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。</p> <p>第1項は、緑区板倉町の田2筆、合計面積7,663平方メートルを、同区土気町所在の農地所有適格法人に賃借権を新たに設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和8年9月30日までの約4年5カ月、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>事前審査第2班班長といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
議場	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙 手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「遊休農地に関する措置の実施計画について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>別冊の議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号「遊休農地に関する措置の実施計画について」です</p>

事務局

が、下段の「議案説明欄」に記載のとおり、農地法に基づく遊休農地に関する措置について、令和4年度の実施計画を定めようとするものです。

2ページをご覧ください。具体的な実施計画となります。

まず、1の「農地の利用状況調査」ですが、

(1)、農地利用最適化推進委員及び農業委員による現地調査を実施します。現地調査の結果、遊休農地と判定されたものに対し、事務局が写真撮影等の確認作業を行っていくという体制で実施いたします。

(2)、納税猶予制度の適正な運用、農地が集団的に利用されている優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、納税猶予適用農地並びに農振農用地を重点に全農地の調査を行います。

(3)、その他、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当の農地利用最適化推進委員を中心として対応します。

次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、

(1)、利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施します。

(2)、農地中間管理機構への貸付希望者の情報を同機関へ通知します。

これは、所有者等から利用意向調査の回答を得て、耕作再開又は農地中間管理機構等への貸付けなど、今後の農地の利用意向について確認するものです。

次に3「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、

(1)、所有者等の利用意向調査実施から6ヶ月を経過した後、意向表明の履行状況、及び意向表明のない方についての利用状況確認を実施します。

(2)、状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、又は、該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、農地法第35条第2項但し書き等の場合を除き、総会の議決を経て、農地法第36条に規定に基づき、所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を行うこととなります。

次に、4「非農地判定調査」ですが、(1)から(3)に該当する農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員による現況確認を実施し、これに基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断を行います。

事務局

続いて、3ページ、5の「令和4年度 実施スケジュール」についてです。

これについては、4ページの「令和4年度 実施スケジュール(案)」をご覧ください。

「実施計画案」で説明した内容を、時系列でスケジュール表に記したものです。実施順に○数字(①から⑨)で記載しています。

まず、一番上の段、1の「利用状況調査」ですが、

①で、「台帳整理」ですが、令和4年度分の現地調査用の資料を作成し、今年3月に農地利用最適化推進委員の皆様へ配付させていただいております。

②で、農地利用最適化推進委員及び農業委員による現地調査を実施し、遊休農地等の把握を行います。

③で、現地調査で把握された遊休農地・荒廃農地について、事務局による現地確認、写真撮影を行い、概ね9月末までに調査を完了する予定です。

次に、2段目です。

2の「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、

④遊休農地所有者等への利用意向調査を実施します。11月末までに発送し、翌年、令和5年2月中旬までに取りまとめを行う予定です。利用意向調査の結果、貸付希望がある遊休農地については、⑤で、令和5年2月に貸付け先の農地中間管理機構等に通知します。

次に3段目です。

3の「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、

⑥利用意向調査後の状況調査を、翌年度の令和5年10月末までに実施していきます。

⑦及び⑧に該当がある場合については、総会の審議を経て、農地中間管理機構との協議勧告及び非農地判定を行います。

次に、4段目、4「非農地判定調査」ですが、

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を随時実施して参ります。

⑨の非農地判定に該当がある場合については、市課税担当課等へ通知します。

説明は以上です。

議長 (長谷部会長)	ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事務局の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の21ページをご覧ください。 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、5件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の24ページをご覧ください。

事務局

「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の26ページまでに19件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに33件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、4件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、14件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

橋本委員

報告第1号農地法第3条の3の規定による届け出についてですが、第4項の権利者の権利取得日が平成29年2月15日で今から5年前に相続で権利の取得をしているが、この届出が遅いのではないかと。あまりにも長すぎるので届出人が知らなかったのか。

事務局	<p>届出が遅くなった理由については詳しくは確認しておりませんが、相続の手続きが遅くなったということでした。概ね1年以内に提出していただくことが理想ですが、どなたが農地を受け継ぐか確定するまで時間がかかることもありますので、引き続き早期の手続きを踏むように注意喚起を農業委員会だより等を通して行っていきたいと思います。</p>
清宮委員	<p>第3号第1項の権利者が個人で義務者が会社の方で使用目的が公衆用道路というのはどういう状況なのか。</p>
事務局	<p>不動産会社が住宅の分譲をして4戸の住宅の間の共有の土地は不動産会社がそのまま所有して使用貸借権は住宅を買った人たちに設定するようです。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第1回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前10時52分)</p>